# 「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 公的研究費等の適正な管理等に関する規程」に基づく 研究者等及び取引業者からの誓約書の提出に関する取扱要領

#### 1. 趣旨

この要領(以下「本要領」という。)は、「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構(以下「当機構」という。)公的研究費等の適正な管理等に関する規程」第11条及び第12条に基づき、研究者等及び取引業者からの誓約書の提出に関し、必要な事項について定める。

#### 2. 研究者等の誓約書の提出

2-1 誓約書提出の対象者

誓約書の提出が必要な研究者等は、原則として、以下のとおりとする。

2-1-1 当機構の職員、及びその他当機構の公的研究費等の取扱いに関わっている全ての者

2-2 誓約書の様式

誓約書の様式は、別紙様式1のとおりとする。

2-3 提出時期

- 2-1-1 に該当する新規入職者:、入職後可及的速やかに
- 2-1-1 に該当するそれ以外の者:未提出者は可及的速やかに。なお、既に当機構で勤務している研究員等で、新たに公的研究費等に関わることになり、且つ過去に誓約書を提出していない場合も、速やかに誓約書を提出すること。

#### 2-4 その他

誓約書の提出は1回限りとし、当該研究者等が当機構の公的研究費等の取扱いに関わる間、有効とする。

#### 3. 取引業者からの誓約書の提出

3-1 誓約書提出の対象業者

誓約書の提出を求める業者は、原則として、以下のとおりとする。

- 3-1-1 当機構の公的研究費等を財源とする取引において、本要領改正日直近1年間の取引実績が複数回の業者。
- 3-1-2 当機構の公的研究費等を財源とする取引に新たに参加しようとする業者において、引き続き 複数回の取引を希望する業者。
- 3-1-3 3-1-1 及び 3-1-2 の取引業者から、以下の者を除く。
  - (a) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
  - (b) 学校法人
  - (c) 国際組織、外国企業等
  - (d) 電気、ガス、水道、電話、郵便事業等
  - (e) 弁護士、税理士事務所等
  - (f) 商取引の相手方ではない個人
  - (g) その他、本件対象になじまない業種等

### 3-2 誓約書の様式

誓約書の様式は、別紙様式2のとおりとする。

3-3 提出時期

3-1-1 に該当する業者:未提出の業者は可及的速やかに

3-1-2 に該当する業者:新たに参加した業者に複数回の取引が発生した時点

3-4 その他

3-4-1誓約書の提出は1回限りとし、当該業者が当機構において取引のある間、有効とする。

3-4-2 3-1-2 に該当する業者を確認するため、各事務担当課は、公的研究費等を財源とする取引に参加している業者情報を経営企画部 総務人事課の「公的研究費等に関わる誓約書徴取状況(業者)一覧」にて確認し、新規取引業者、或いは誓約書未提出業者と判明した場合は、経営企画部総務人事課へ連絡すること。

### 4. 施行日

- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から改正、施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から改正、施行する。
- この要領は、令和3年9月1日から改正、施行する。
- この要領は、令和4年6月25日から改正、施行する。
- この要領は、2024年4月1日から改正、施行する。

# 5. その他

本要領の「公的研究費等」「研究者等」とは、当機構「公的研究費等の適正な管理等に関する規程」 第2条(定義)に準じる。

## 公的研究費等の使用に当たっての誓約書

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 理事長 殿

私は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構(以下、「機構」という。)が管理・運営する公的研究費等の使用にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1. 公的研究費等の使用に当たっては、関係法令、募集要項・交付基準・事務取扱要領等の要件、機構の関係諸規程等を遵守し、不正を行わないことや不正に関与しないこと。
- 2. 機構の内部監査、その他の調査等に誠実に対応及び協力すること。
- 3. 不正が認められた場合、機構の関係諸規程に基づく処分を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4. 機構の研究者等や取引業者が、不正を行っていること又は関与していることを知り得た場合は、通報窓口に通報及び情報提供をすること。

年 月 日

所属

役職

氏名(自署)

## 誓 約 書

当社(当法人)は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構(以下、「機構」という。)との取引にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1. 機構の契約規程等を遵守し、不正を行わないことや不正に関与しないこと。
- 2. 機構の内部監査、その他の調査等において、取引帳簿閲覧・提出等の要請に誠実に対 応及び協力すること。
- 3. 不正が認められた場合は、機構の物品購入等契約に係る取引停止等措置規程に基づく 取引停止等を含む、いかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4. 機構の研究者等から不正な行為の依頼等があった場合には、通報窓口に通報及び情報 提供をすること。

年 月 日

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 理事長 殿

(住所)

(会社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)